

重要事項説明書
個人情報使用同意書
契約書
(令和6年6月1日現在)

訪問看護（介護予防訪問看護）

医療法人社団 満寿会
鶴ヶ島訪問看護ステーション

重要事項説明書

(令和6年6月1日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話	049-271-5122 (直通)
受付日・時間	月曜日から土曜日 午前8時30分～午後5時00分
担当	管理者

* ご不明な点は、何でもご相談ください。

2 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	鶴ヶ島訪問看護ステーション
所在地	埼玉県鶴ヶ島市脚折1877
電話番号	049-271-5122
事業所番号	訪問看護 介護予防訪問看護 (指定事業者番号 6290019号)
通常の事業の実施地域*1	鶴ヶ島市、坂戸市、川越市、日高市
営業日	月曜日から土曜日 ただし12月30日から1月3日までは除く
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

*1 上記の以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職名	資格	職員数	業務内容
管理者	看護師	1名	従業者と業務の管理
看護師	看護師	2.5名以上	医療及び介護全般
事務職員		1名	介護報酬請求等

(3) サービス提供時間

時間	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日	○	○	○	○
土・祭日	○	○	○	○

※ 緊急時は上記の時間帯に限らず職員を派遣します。

※ 時間帯により料金が異なります。

3 サービス内容

看護項目	看護の範囲
健康観察	血圧・体温・脈拍測定、呼吸状態・むくみ等の観察チェック、適宜体重チェック、血糖チェック等
褥瘡処置等	皮膚の状態観察、体位変換及び安楽な体位の指導・工夫、褥瘡処置、その他の創処置、軟膏処置等
清潔援助	全身清拭、部分清拭、手浴、足浴、洗髪、入浴介助、爪切り等
排泄介助	おむつ交換、浣腸、排便、導尿等
栄養指導・援助	栄養指導、摂取状態・嚥下状態に合わせた献立の工夫・アドバイス、脱水防止のための水分補給等
リハビリテーション	関節可動域訓練、筋力低下防止のための訓練、歩行訓練、身体の動かし方や移動方法等の指導、嚥下予防・訓練、言語リハビリテーション等
装着使用の医療機器の指導管理	吸引法、気管カニューレ、酸素療法、人工肛門・留置カテーテル、人工膀胱、経管栄養、中心静脈栄養、点滴、呼吸器管理等
その他	療養上の相談

4 利用料金

(1) 利用料

サービスを利用した場合の利用料は別紙1（利用料一覧）のとおりです。利用者負担額は、原則として利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) 支払方法

利用料金は月末締めで、原則、請求書を翌月15日前後までにお渡しいたします。20日までに、指定金融機関の口座引落としにてお支払いください。お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、大切に保管してください。

(3) キャンセル料

利用をキャンセルする場合は、利用日の前日17:00までに下記連絡先までご連絡ください。それ以降のご連絡の場合は、それぞれ実施予定サービスの自己負担割合に応じ、利用料の1割～3割分をキャンセル料として請求いたします。キャンセルが必要になった場合は、できるだけ早くご連絡ください。

(連絡先 直通電話 049-271-5122)

5 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員と雇用契約の内容としています。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用の手続きをしていただき、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの利用終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する場合は、必ずご連絡ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は文書等で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の連絡がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合
- ・利用者が入院・入所した場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は電話等で連絡することによって、即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者やご家族が当事業所従事者に対してサービスを継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7 当事業所のサービスの特徴等

当事業所は、主治医の指示のもとにサービスを適切に利用できるように、おかれている環境や家族の希望を踏まえ作成された、訪問看護計画に基づき、サービス提供を行うことを目的としています。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携をとり、総合的なサービスの提供に努めます。

8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態に変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、家族等、介護支援専門員等へ連絡します。(内容は「契約書」【緊急時連絡先確認欄】に記入)

9 緊急時の連絡体制の対応

当事業所は、24時間連絡体制を確保して必要に応じて利用者等の看護に対応する体制を確保しています。

営業時間内	年中無休	午前8時30分～午後5時30分
	電話	049-271-5122
営業時間外	年中無休	午後5時30分～午前8時30分
	電話	対象者のみお知らせいたします

10 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族等、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

保険会社	三井住友海上火災保険会社
保険名	訪問看護事業者総合保障制度

11 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の利用者相談・苦情担当

担当	事務長
電話	049-271-5122
受付日	月曜日から土曜日(ただし年末年始を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

(2) その他

法人以外に、市町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

鶴ヶ島市健康福祉部介護保険課	電話 049-271-1111
坂戸市高齢者福祉課介護保険係	電話 049-283-1331
日高市長寿いきがい課介護保険担当	電話 042-989-2111
川越市介護保険課	電話 049-224-8811
その他市町村 介護保険担当	電話
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	電話 048-824-2568

1 2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団 満寿会
代表者 役職 氏名	理事長 小川 越史
本社所在地 電話番号	埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷8番地15 049-286-1212
法人内事業所数	居宅介護支援 2カ所 短期入所療養介護 1カ所 通所リハビリテーション 2カ所 訪問看護 1カ所 訪問リハビリテーション 1ヶ所 地域包括支援センター 1カ所 介護老人保健施設 1カ所
法人設立年月日	平成10年11月24日

1 3 個人が特定されない範囲での情報の使用

個人が特定されない範囲で、広報、医療介護の質の向上を目的とした研究等に際し、利用者の身体状況に関するデータ、写真等を使用することがあります。

1 4 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 5 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現養護家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

17 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、２年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- （１）切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合。
- （２）非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- （３）一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

【別紙1】利用料一覧

※ 介護報酬における規定単位数に6級地（10.42円）を乗じて算出されたものです。

《訪問看護 基本料金》

基本料		費用額 (10割分)	利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
20分未満(週1回以上)	/回	3,271円	328円	655円	982円
20分以上30分未満	/回	4,907円	491円	982円	1,473円
30分以上1時間未満	/回	8,575円	858円	1,715円	2,573円
1時間以上1時間30分未満	/回	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円

《介護予防訪問看護 基本料金》

基本料		費用額 (10割分)	利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
20分未満(週1回以上)	/回	3,157円	316円	632円	948円
20分以上30分未満	/回	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上1時間未満	/回	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上1時間30分未満	/回	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

《加算料金》

加算項目		費用額 (10割分)	利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
初回加算(Ⅰ)	/月	3,647円	365円	730円	1,095円
初期加算(Ⅱ)	/月	3,126円	313円	626円	938円
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	/回	2,646円	265円	530円	794円
複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分以上)	/回	4,188円	419円	838円	1,257円
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分未満)	/回	2,094円	210円	419円	629円
複数名訪問看護加算(Ⅱ)(30分以上)	/回	3,303円	331円	661円	991円
長時間訪問看護加算	/回	3,126円	313円	626円	938円
特別管理加算(Ⅰ)	/月	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算(Ⅱ)	/月	2,605円	261円	521円	782円
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	/月	6,252円	626円	1,251円	1,876円
ターミナルケア加算(要支援者対象外)	/月	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
退院時共同指導加算	/回	6,252円	626円	1,251円	1,876円
看護・介護職員連携強化加算 (要支援者対象外)	/月	2,605円	261円	521円	782円
口腔連携強化加算	/月	521円	53円	105円	157円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(Ⅰ)	/回	62円	7円	13円	19円
専門管理加算	/月	2,605円	261円	521円	782円

《介護保険外サービス料金》

		利用者負担額
訪問看護実施に使用する必要な物品等		実費
死後の処置に関わる費用(エンゼル処置料)		10,000 円
交通費	通常の事業の実施地域	無料
	通常の事業の実施地域を越えた場合	200 円

- * 医師が頻回に訪問が必要と認めた場合、特定疾患の場合、非認定の場合は、医療保険の適用となります。ご相談ください。
- * 基本料金に対して、早朝（御前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- * 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。
- * 訪問時に利用者が不在の場合は、サービスの提供が不可能になります。

個人情報使用同意書

(令和6年6月1日現在)

私（利用者）、及びその家族の個人情報については、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
- (2) 利用者が自らの意思によって介護保険施設に入所されることに伴う必要最小限度の情報の提供
- (3) 在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者が共有すべき介護情報を含む個人情報の提供

2. 使用する事業者の範囲

利用者が提供を受けるすべてのサービス事業者

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議においては、出席者、議事内容等を記録しておくこと

鶴ヶ島訪問看護ステーション 訪問看護（介護予防訪問看護）契約書

(令和6年6月1日現在)

_____ (以下、「利用者」という。)と医療法人社団満寿会 (以下、「事業者」という。)は、利用者に対して行う訪問看護及び介護予防訪問看護 (以下「訪問看護等」という。)について、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じて可能な限り、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (適用期間)

- 1 本契約は、契約締結の日から効力を有します。
- 2 利用者は、本契約、重要事項説明書及び個人情報利用目的の改定が行われたい限り、初回利用時の本契約締結をもって、繰り返し事業者を利用することができるものとします。

第3条 (訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の作成)

- 1 事業者は、訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画 (以下「訪問看護計画等」という。)の作成に当たっては、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境等を踏まえて作成します。
- 2 前項の作成に当たり、既に居宅介護サービス計画及び介護予防居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成します。
- 3 事業者は、作成した訪問看護計画等の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行い、十分な理解を得た上で同意を頂くとともに、当該訪問看護計画等を交付します。

第4条 (訪問看護の内容)

- 1 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は【重要事項説明書】に定めたとおりです。事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画等に沿って、【重要事項説明書】に定めた内容のサービスを提供します。
- 3 サービス従業者は、看護師及び理学療法士等の国家資格を取得した者です。
- 4 訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問看護計画等を作成し、それをもって当該サービスの内容とします。

第5条 (利用者からの解除)

利用者及びそのご家族は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画にかかわらず、本契約に基づく訪問看護等の利用を解除・終了することができます。

《鶴ヶ島訪問看護ステーション 重要事項説明書、契約書等 (令和6年6月改定)》

第6条（事業者からの解除及び終了）

- 1 事業者は、利用者及びその家族に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく訪問看護等の利用を解除・終了することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業者での適切な訪問看護等の提供を超える
と判断された場合
 - ③ 利用者及びその家族が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促
したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者及びその家族が、事業者、事業者の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背
信行為又は反社会的行為*を行った場合
 - ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業者を利用させること
ができない場合
 - 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本契約に基づく訪問看護等の利用は終了し
ます。
- * 背信行為又は反社会的行為とは事業者の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷な
どの迷惑行為や、カスタマーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為を言う。

第7条（利用料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として介護報酬に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月
ごとの合計金額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、原則、翌月15日前後までに利用者
にお渡しします。
- 3 利用者は、原則、当月の料金の合計額を20日までに指定金融機関の口座引き落としにて支払
います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

第8条（記録）

- 1 事業者は、利用者の訪問看護等の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保
管します。
- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収
のうえ、これに応じます。但し、利用者家族及びその他の者に対しては、利用者の承諾、又はそ
の他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第9条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日17時までに通知をすることにより、料金
を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日17時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合
は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める料金を請求することができます。

第10条（身体の拘束等）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、看護師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとします。

第11条（秘密の保持及び個人情報の保護）

1 事業者とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイダンス」に準じ、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 医療介護関係事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第12条（緊急時及び事故発生時の対応）

訪問看護等の利用中に心身の状態が急変した場合や事故が発生した場合は、速やかに利用者及びその家族若しくはその家族が指定する者に対し、緊急に連絡するとともに、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第13条（要望又は苦情等の申出）

利用者及びその家族は、事業者の提供する訪問看護等に対しての要望又は苦情等について、管理者に申し出ることができます。

第14条（賠償責任）

- 1 訪問看護等の提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帯して、事業者に対して、その損害を賠償するものとします。

第15条（利用契約に定めのない事項）

この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又はその家族と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とあらかじめ合意します。

【説明確認欄】

年 月 日

事業者 所在地 埼玉県鶴ヶ島市上広谷8番地15
事業者名 医療法人社団 満寿会
代表者名 理事長 小川 越史

説明者 所属 鶴ヶ島訪問看護ステーション

氏名

【緊急時連絡先確認欄】

該当する場合は下記にを記載してください。

主治医に連絡

緊急連絡先① 家族等	氏名		電話番号	
	続柄		携帯電話	
緊急連絡先② 家族等	氏名		電話番号	
	続柄		携帯電話	

